

仕 様 書

件名

市内一円水路草刈業務委託 第2工区

業務目的

本業務は、門真市内における水路について、住環境の保全及び施設機能の維持を行うことを目的として門真市（以下「発注者」という。）が発注する業務委託で、次に必要な事項について定める。

契約期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

支払方法

完了払または都度完了払（2回）

業務概要

第1条（業務委託の費用）

1. 本業務の遂行に必要な作業車両並びに労務、用具、処分その他諸経費等に係る一切の費用については、受注者が負担すること。

第2条（業務場所）

1. 本業務場所は、別紙位置図のとおりとする。

第3条（業務の内容）

1. 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）水路の草刈、草の収集、運搬、処分
- （2）水路の塵芥の収集、運搬、処分

2. 刈り取った草及び塵芥は適正に処分すること。

3. 工程管理

（1）受注者は、発注者と作業内容について調整し、適正な進捗管理に努めること。各作業内容及び作業日程は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、発注者と調整し進めること。

（2）草刈実施回数は2回とし、下記期間を基本とする。1回目及び2回目の実施開始日について事前に発注者の承諾を得ること。

（1回目：契約締結～7月下旬頃 2回目：9月上旬～10月下旬頃）

(3) 作業実施に関しては前週金曜日までに水路名予定区間、住所記載した週間工程表を持参もしくは電子メールで提出し、工程に変更があれば適宜修正を行い、速やかに修正工程表を提出すること。

第4条（業務責任者等）

1. 受注者は、業務責任者を定め、経歴書を事前に提出すること。
2. 受注者は、業務責任者を作業現場に常駐させ、作業の取り締まり及び本業務に関する一切の事項を処理すること。

第5条（業務計画書）

1. 受注者は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。
 - (1) 業務計画、作業方法、安全対策
 - (2) 計画工程表
 - (3) 通常時及び緊急時の発注者と受注者との連絡方法に関すること。
 - (4) その他必要なもの

第6条（業務遂行上の注意事項）

1. 業務に携わる従事者は言動に充分注意すると共に、作業内容に関する苦情に対しては丁寧に対応すること。また、服装等についても作業に相応しい衣服を着用すること。
2. 基本的な草刈範囲は別紙のとおりとする。刈り取った草を流水面に落とさないよう注意して作業すること。また、下流に樋門、スクリーン等があれば刈り取った草、塵芥等により流水を阻害していないか確認すること。雨天時には浸水被害の発生等、大きな問題に発展する恐れがあるので、特に気を付けて作業及び確認すること。
3. 草刈作業時は草及び小石などの飛散防止対策を徹底し、第三者被害を起こさないよう講ずること。
4. 刈り取った草及び収集した塵芥は、速やかに車両に積込み搬出、現場内に積み残し又は荷崩れがないよう注意し、その跡を掃き掃除あるいは水洗い等を行い臭気、不衛生等の苦情がないよう常に清潔な状態とすること。
5. 車両運行については、毎日の点検を怠らず常に道路交通法を厳守し、違法行為をしてはならない。万一、本業務上において過失事故（物損・人身）等が発生した場合は、速やかに発注者に事故報告し、受注者の責任において一切を解決しなければならない。

6. 草刈範囲において官民境界に疑義が生じた場合は発注者に確認すること。
7. 作業日は作業開始時及び作業終了時に発注者へ電話連絡すること。
8. その他、本業務を遂行する上で必要な関係法令等を遵守すること。

第7条（業務上の過失）

1. 受注者は、本業務において、過失により諸問題を発生させた場合、即座に発注者に報告を行い、誠意をもって対応するものとし解決に伴う費用等は全て受注者が負担すること。

第8条（報告・検査）

1. 作業記録写真

業務の内容が確認できる写真を、作業の前中後に同一の場所から写真撮影する。撮影頻度は各路線の起点・中間点・終点とし、路線が100mを超える場合は50mピッチで撮影し、発注者からの作業について問い合わせがあれば作業内容が確認できるよう管理するものとする。

撮影に際しては、以下に示す項目を明示すること。

- (1) 業務名
- (2) 撮影場所
- (3) 撮影日

2. 成果品

成果品は以下に示すものとし、業務終了後速やかに提出すること。成果品の作成にあたっては、説明を付記するなど、分かりやすい内容となるよう配慮すること。

- (1) 作業記録写真
- (2) 廃棄物の処理に関する記録（写真、伝票の写し等）
- (3) その他必要な書類

3. 検査

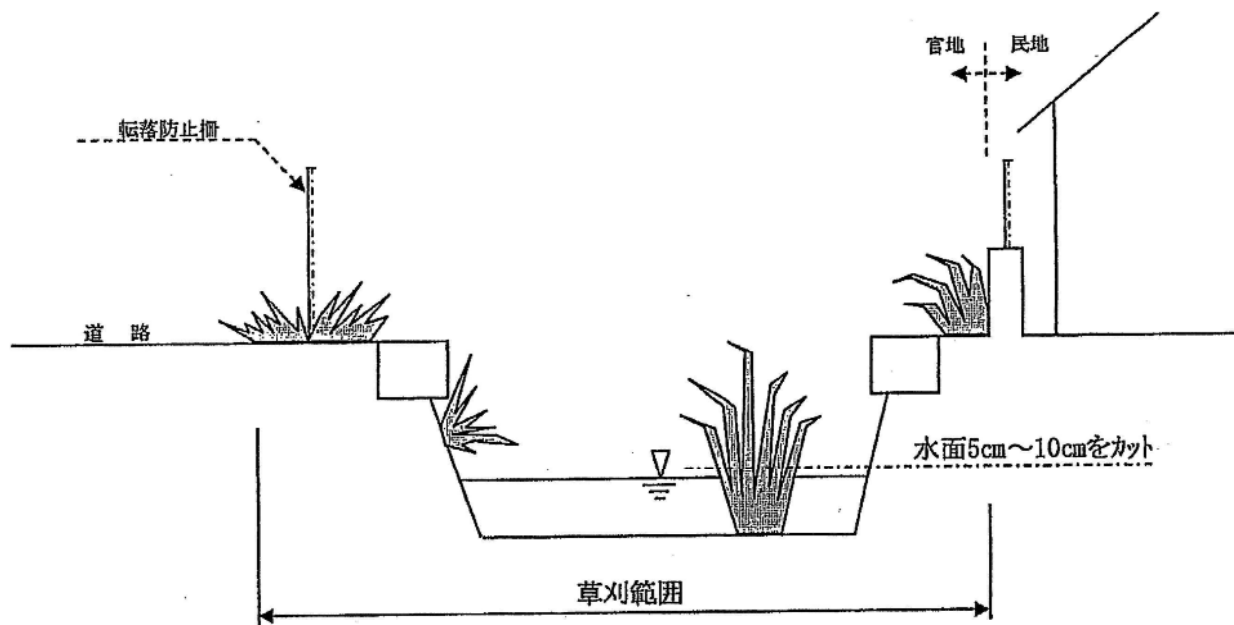
受注者は、業務終了後成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

4. 業務の完了

前項の検査の合格をもって業務完了とする。

第9条（その他）

1. 受注者は、この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者に書面をもって協議するものとする。



基本的な草刈の範囲

- フェンス周りは内と外を刈ること。
- 水面の5～10cm上を刈ること。
- 官民境界が曖昧で刈る範囲がわかりにくい箇所はフェンスの根元・板柵及び水路が確認できる範囲を刈ること。
- 通学路等道路に道路に面する水路については道路部分も刈ること。
- その他刈る範囲に疑義が生じた場合は、受注者と協議し決定するものとする。

